

「農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価」の結果に基づく勧告（概要）

勧告日：平成31年3月29日
勧告先：農林水産省、経済産業省

背景・調査の趣旨等

- 農業従事者の高齢化・減少等の様々な課題を踏まえ、国は「強い農林水産業」等の実現のため、「6次産業化の市場規模を2020年度に10兆円とする」との目標（KPI）を設定し、6次産業化（※）の取組を推進

※ 一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組（農産物の加工、消費者へ直接販売、海外への輸出等）

- 本政策評価は、国の6次産業化の推進に関する政策の効果の発現状況等を明らかにし、取組の更なる推進を図る観点から、農業者の6次産業化の取組状況、課題・支援ニーズ等や行政機関等の取組状況について調査（※）

※ 実地調査（行政機関、事業者等）のほか、農業者へのアンケート調査（送付数：8,840事業者⇒有効回答数：5,556事業者）を実施

評価の結果（ポイント）

● 農林漁業の6次産業化の推進状況

- 6次産業化の市場規模は、平成25年度の4.7兆円から28年度6.3兆円と毎年度増加
⇒ 一層の推進に向け更なる取組が求められるものの、一定の進捗

● 6次産業化事業の取組状況等（アンケート調査結果）

- ①6次産業化事業の規模が大きいほど、②同事業の多角化が進展しているほど、事業の進捗が順調と考えられる事業者（※1）の割合が高い
- 6次産業化事業の進捗が順調と考えられる事業者では、「海外への輸出」の取組が進展
⇒ 6次産業化事業の大規模化・多角化の促進等が有効

● 6次産業化の推進のための施策・事業等における課題

- 6次産業化の推進のための施策・事業（※2）について実態を調査した結果、以下を勧告



（注）上記画像は政府広報から転載

※1 6次産業化事業について①直近5年間の利益が「出ている」、②直近5年間の売上高が「増加傾向」、③開始時と比較して経営全体の年間の利益が「増加」及び④今後の取組の方向性が「拡大意向」又は「現状維持」のいずれも充足する事業者

※2 六次産業化・地産地消法（総合化事業計画）、A-FIVE法（農林漁業成長産業化ファンド）、農商工等連携促進法（農商工等連携事業計画）に基づく施策・事業等を中心に調査を実施

勧告事項

【総合化事業計画】

計画終了時点の指標（「総合化事業の売上高」及び「経営全体の所得」）の達成状況の確認及びその原因・理由の分析の充実、分析結果の今後の支援策の企画・立案への活用（農林水産省）

【農林漁業成長産業化ファンド】

①サブファンド運営法人による機動的・主体的な出資決定の実現のためのA-FIVEとサブファンドとの連携強化等や②モニタリングの在り方についての検討の促進（農林水産省）

【農商工等連携事業計画】

事業に取り組む農林漁業者・中小企業者の経営指標（「農林水産物の売上高」、「付加価値額」等）の進捗状況、課題、支援ニーズ等の定期的な把握・共有の仕組みの検討・構築（農林水産省、経済産業省）

【6次産業化サポートセンター】

農林漁業者のニーズに応じた、できる限り切れ目のないきめ細かな支援が可能となるよう、空白期間（サポートセンターの未開設期間）の縮小（農林水産省）

1 6次産業化事業の取組状況・課題等（アンケート調査結果）

評価の結果

6次産業化事業の効果の発現状況

- 6次産業化の事業規模が大きいほど、事業の進捗が順調と考えられる事業者（以下「進捗順調事業者」）の割合が高い（図1）
- 6次産業化の事業数が多い（多角化が進展している）ほど、進捗順調事業者の割合が高い（図2）
- 進捗順調事業者では、「海外への輸出」が進展（図3）

⇒ 6次産業化事業の大規模化・多角化の促進等が有効

⇒ 大規模化・多角化に積極的な事業者に対し、経営基盤の強化に資する支援が重要

6次産業化事業者における課題

- 事業開始時・開始後共通で多い課題
「施設・機械の整備・調達」「技術・ノウハウの習得・向上等」
「販路の開拓・集客」「労働力の確保」等
- 課題への対応方法
「自ら対応」とする者が多く、行政機関等による支援が十分に活用されていない可能性有り

6次産業化事業への未参入者における課題

- 未参入者で6次産業化事業の取組意向のある者（約1割）のうち、具体的な行動を始めている者は僅か（未参入者全体の約2%）（図4）
- 6次産業化事業の取組意向はあるが具体的な行動に至っていない主な理由は、「資金不足」、「技術・ノウハウの不足」、「事業化に不安」等

⇒ 取組意向のある未参入者への働きかけが重要

⇒ 未参入者の懸念を解消し、実際の取組につなげるには、経営の安定化などの未参入者が抱える課題に応じた情報提供が望ましい



図1 進捗順調事業者の6次産業化事業規模別の割合

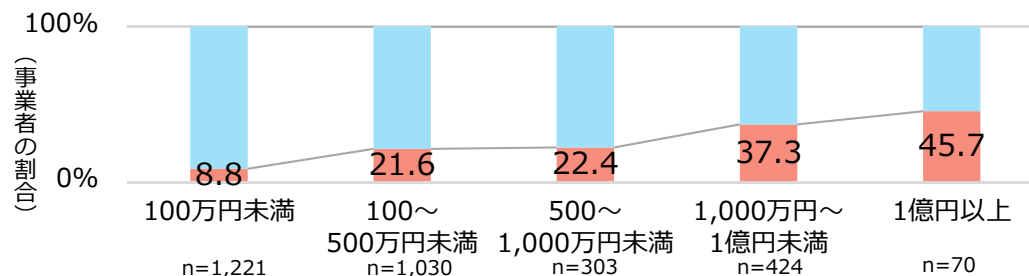


図2 進捗順調事業者の6次産業化事業数別の割合

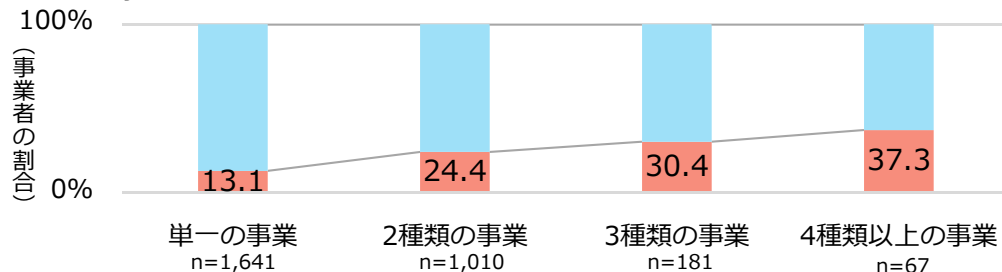


図3 進捗順調事業者の6次産業化事業内容別の割合

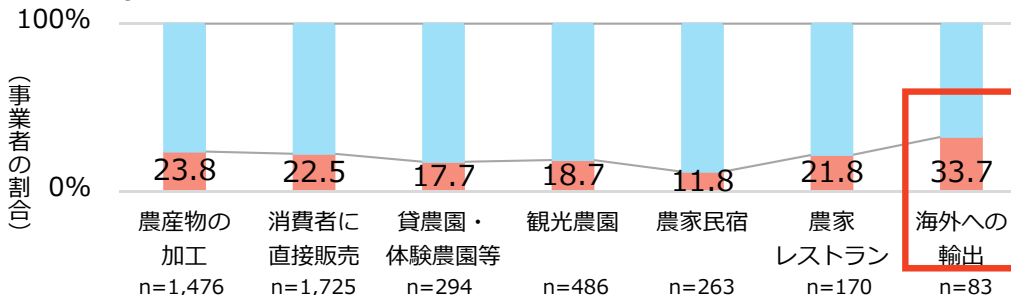
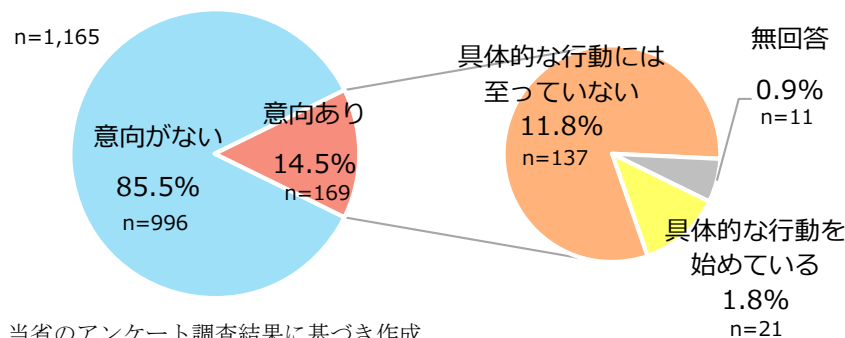


図4 未参入者の6次産業化事業への取組意向と具体的な行動の有無



(注) 図1～4は、当省のアンケート調査結果に基づき作成

2 六次産業化・地産地消費に基づく取組状況・課題

- 六次産業化・地産地消費は、地域資源を活用した農林漁業者等による事業の多角化や新事業の創出等に関する施策を推進し、農林漁業の振興や農山漁村の活性化等を図ることを目的とした法律
- 農林水産大臣は、農林漁業者等が経営改善のために行う総合化事業について、同法に基づく計画認定を行い、各種法律の特例等の対象とすることにより支援を実施

評価の結果

● 総合化事業の効果の発現状況

- 全体としては、①総合化事業の売上高、②経営全体の所得（以下「2指標」）が向上（※）しており、一定の効果が発現

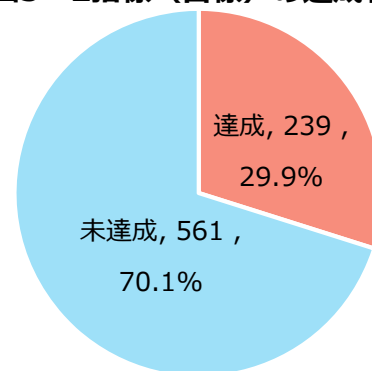
※ 総合化事業の認定を受け事業に取り組んだ者の「総合化事業の売上高」の合計額の増加率（32.3%）は、平成24~28年度の6次産業化全体の年間販売額の増加率（17.3%。農林水産省の「6次産業化総合調査」により算出）より高い。また、同者の「経営全体の所得」の合計額の増加率（46.5%）は、平成24~28年度の「生産農業所得」全体の増加率（27.1%。同省の「生産農業所得統計」により算出）より高い。

- 個々の事業者では、2指標に係る目標をいずれも達成している者は約3割（図5）
- 総合化事業の規模により効果の発現状況に差異あり（図6）

● 今後の課題

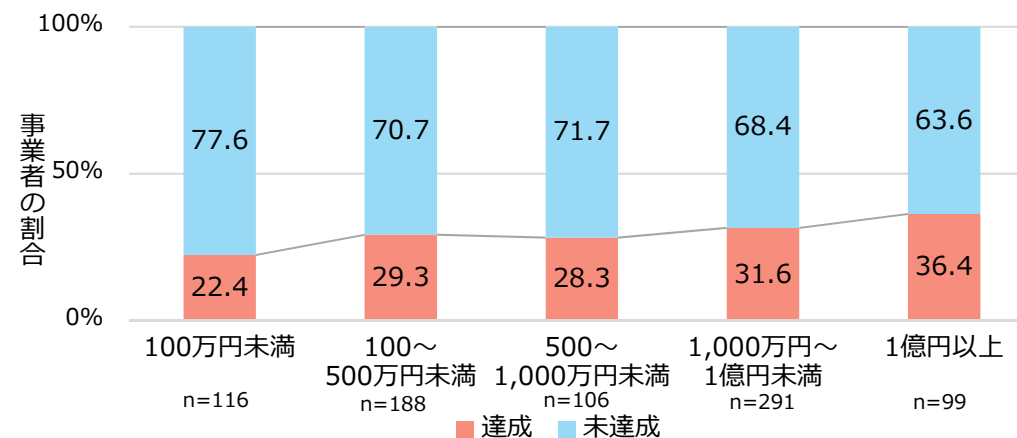
- 総合化事業の目的である農林漁業経営の改善を図るためには、目標の達成状況の確認、その原因・理由の分析の充実を図り、今後の支援策に活用することが必要

図5 2指標（目標）の達成状況



（注）図5・6は、農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、平成28年度末までに総合化事業の計画期間が終了した1,001事業者のうち、事業開始時点と終了時点の指標の比較が可能な800事業者について分析したもの

図6 総合化事業の規模別にみた効果の発現状況（目標の達成状況）



勧告

- 農林漁業経営の改善を図る観点から、総合化事業計画の終了時点における指標の達成状況の確認及びその原因・理由の分析の充実を図り、分析結果を今後の支援策に関する企画・立案に活用すること（農林水産省）

3 A-FIVE法に基づく取組状況・課題

○ 農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）は、A-FIVE法に基づき、6次産業化の推進のため、財政投融资特別会計及び民間企業からの出資金を原資とした農林漁業成長産業化ファンドにより、総合化事業計画の認定を受けた事業者に対して、直接出資やサブファンドを通じた間接出資等の出融資及び経営支援を実施

評価の結果

● A-FIVE出資事業者における効果の発現状況

- A-FIVE出資事業者の9割以上で売上高・雇用者数が増加（図7・8）
- アンケート調査結果では、利益が出ている事業者は3割弱

● 今後の課題

- 年度ごとの出資件数は平成26年度をピークに減少傾向にあり、出資目標額（平成28年度までに300億円）を未達成（図9）
- 出資案件の組成審査に関して、サブファンドから審査の長期化を問題視する意見があるが、A-FIVEの認識との差異があり、**連携の強化等が必要**
- 財政制度等審議会からは、出資先事業者へのモニタリングの適切な実施等を求められている一方で、サブファンドからは、月次モニタリング報告（※）等の資料作成に係る事務負担が出資案件組成を阻害している等の意見もあり、**モニタリングの在り方について、総合的な検討が必要**

※ A-FIVE が、A-FIVE 出資事業者に対し、その経営状況を把握するためにサブファンドを通じて求める、財務諸表、予算と実績に関する報告書、取締役会議事録等の報告

図7 売上高の増減状況(前年比)

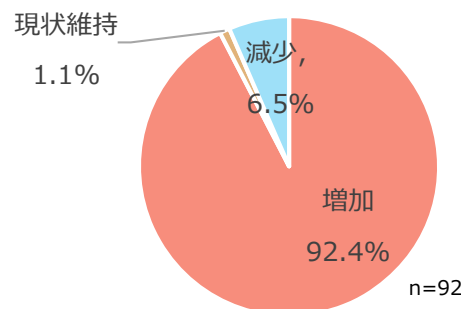
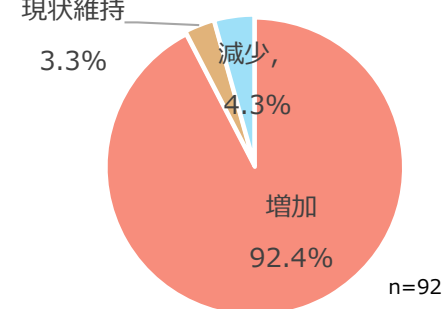
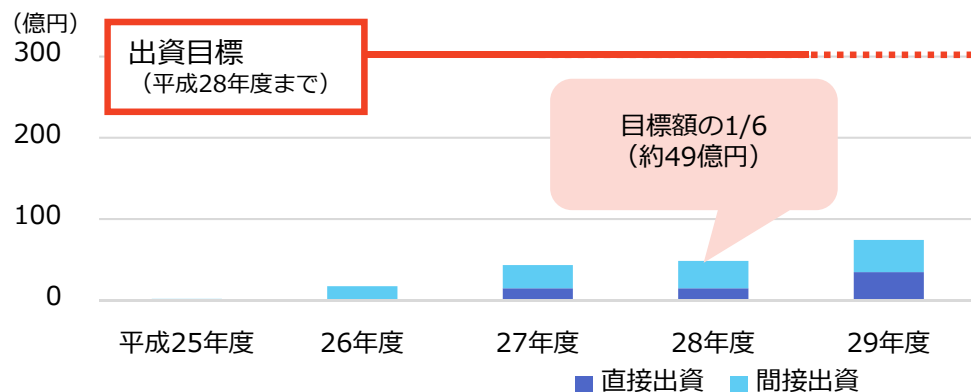


図8 雇用者数の増減状況(前年比)



(注) 図7・8は、A-FIVEが設定している個別の出資案件に係るKPIの進捗状況に基づき作成（平成28年度時点のもの）

図9 出資目標額に対する進捗状況



(注) 図9は、A-FIVEの資料に基づき作成

勧告

- 農林漁業成長産業化ファンドにおいて収益性を確保しつつ、投資に見合いかつ成長の見込まれる出資案件組成の促進を図る観点から、A-FIVEに対し、以下の検討を促すこと（農林水産省）
 - ① サブファンド運営法人による機動的かつ主体的な出資決定の実現に資するよう、サブファンドとの連携の強化を図ること及び案件組成審査の一部委任の促進等の案件組成審査の在り方
 - ② 月次モニタリング報告等を通じたA-FIVE出資事業者に対するモニタリングの在り方

4 農商工等連携促進法に基づく取組状況・課題

- 農商工等連携促進法は、農林漁業者と中小企業者の経営を改善するため、両者が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することを目的とする法律
- 農林水産大臣、経済産業大臣等は、中小企業者・農林漁業者が経営向上・改善のために共同して行う農商工等連携事業について、同法に基づく計画認定を行い、各種法律の特例等の対象とすることにより支援

評価の結果

● 農商工等連携事業の効果の発現状況

- ・ アンケート調査結果では、農商工等連携事業者（農業者）において、①農林水産物の売上高、②付加価値額に係る目標を達成した者は2割未満（図10）
- ・ 今後の事業の方向性を「縮小・撤退・連携解消」としている者が約2割（図11）

● 今後の課題

- ・ 農林水産省、経済産業省等では、農商工等連携事業者の**経営指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等の把握・情報共有が不十分**（※）であり改善する必要

※（独）中小企業基盤整備機構が、フォローアップ支援を通じて、新商品・新サービスに係る情報等を定期的に代表者（主に中小企業者）から把握しているが、情報共有先は経済産業省のみ

図10 経営指標（目標）の達成状況

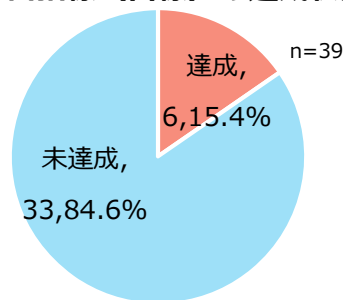
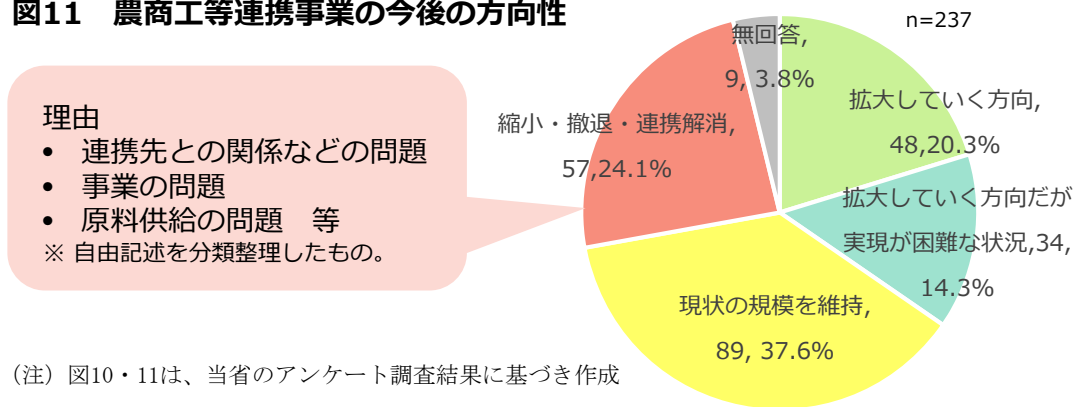


図11 農商工等連携事業の今後の方向性



- 理由
- ・ 連携先との関係などの問題
 - ・ 事業の問題
 - ・ 原料供給の問題 等
- ※ 自由記述を分類整理したもの。

（注）図10・11は、当省のアンケート調査結果に基づき作成

勧告

- 農林漁業者の経営改善及び中小企業者の経営の向上を図る観点から、農商工等連携事業の効果把握・分析し、効果的な支援を行うため、以下に係る情報について、それぞれ定期的に把握した上で、関係機関が共有する仕組みを検討し、構築すること（農林水産省・経済産業省）
 - ① 農商工等連携事業に取り組む農林漁業者の経営指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等（農林水産省）
 - ② 農商工等連携事業に取り組む中小企業者等に関して、現在おおむね把握している総売上高指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズに加え、付加価値額指標の進捗状況等（経済産業省）

5 助言による支援の状況・課題

- 農林水産省では、農林漁業者の6次産業化や農商工等連携等の課題の解決を支援するため、全国に6次産業化に関する相談窓口である6次産業化サポートセンター（以下「SC」）を設置する事業を実施
- 中央段階に中央SCを、都道府県段階に都道府県SCを設置し、農林漁業者からの6次産業化や農商工等連携等に関する相談に対して民間等の各種専門家である6次産業化プランナーを派遣する等により、各種課題の解決を支援

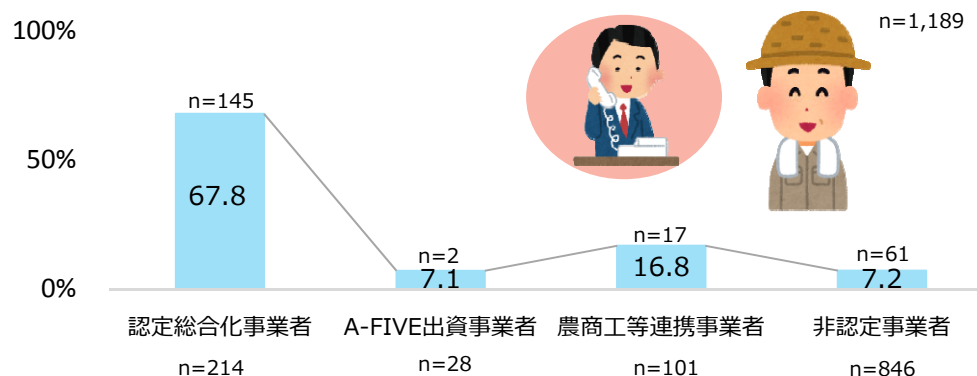
評価の結果

◆ 今後の課題

- SCの利用者からは一定の評価。一方、認定総合化事業者以外での活用は低調（図12）
- SC事業の前年度終了日から当年度開始日まで、SCによる支援が中断する「空白期間」(*)が30日以上生じ、支援が中断している例あり（図13・14）

※ 空白期間中、独自事業により対応している都道府県もあり

図12 行政・民間の助言機関を活用した事業者のうちSCを活用している事業者の割合（各法律スキーム別）



(注) 図12は、当省のアンケート調査結果に基づき作成。

図13 空白期間が生じていることによる支障例

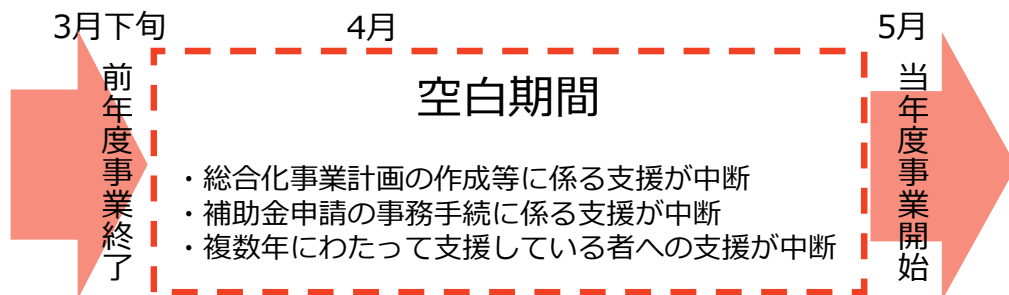
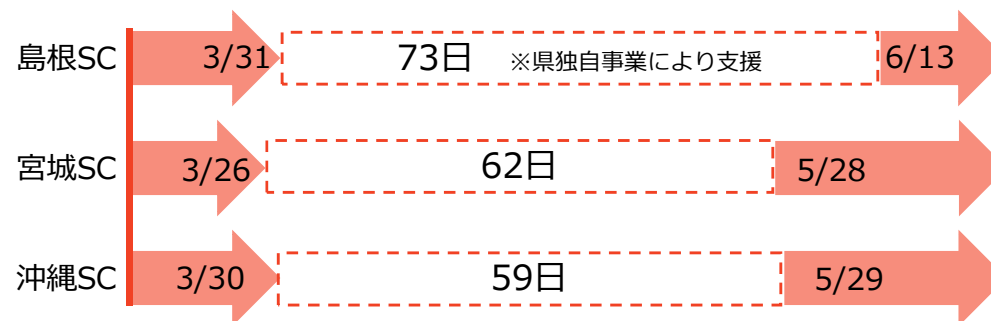


図14 空白期間の発生例（平成29～30年度）



(注) 図13・14は、当省の調査結果に基づき作成

勧告

- ◆ 農林漁業経営の改善を図る観点から、都道府県SCについては、農林漁業者のニーズに応じたできる限り切れ目のないきめ細やかな支援が可能となるよう、空白期間の縮小を図ること（農林水産省）